

第2章 鳥獣保護

第1節 鳥獣保護対策の概要

野生鳥獣の保護を図るためには、その捕獲を禁止又は制限し、違法な捕獲を取り締まるとともに、その生息に悪影響を及ぼす行為を規制していくことなどが必要です。

このため、県においては、鳥獣保護区及び特別保護地区における制限の強化、並びに狩猟違反に対する取締りの強化等により、鳥獣保護施策の推進を図るとともに、平成27年度においては第11次鳥獣保護管理事業計画に基づき鳥獣保護区等の指定・期間更新、鳥獣生息調査、鳥獣保護思想の普及啓発、野鳥の森の維持管理等を行いました。

第2節 鳥獣保護区の設定等

1 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため指定するもので、国指定鳥獣保護区と県指定鳥獣保護区があります。いずれも20年以内の存続期間を定めて指定するもので、区域内においては鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の生育及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌施設の設置等の保護施策を講じる場合、所有者等に受忍義務が生じます。

また、鳥獣保護区内において、特に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場所については、特別保護地区を指定し、立木の伐採及び工作物の設置の制限等を行っています。

2 休 猟 区

休猟区は、狩猟鳥獣の自然繁殖を促進し、狩猟の永続化を図るため、原則として3年間狩猟を禁止するものであり、地元の意見にも十分配慮しながら必要に応じて設定することとしています。

3 特定猟具使用禁止区域（銃）

特定猟具使用禁止区域（銃）は、人身に対する危険防止の観点から、市街地周辺や学校、病院等を含む地域あるいは多数の住民が散策等に利用している区域等について指定することとしています。

鳥獣保護区等の状況（平成28年3月末現在）

（県土面積773,531ha）

区 分	箇 所 数	面積 (ha)	県土面積比 (%)
鳥 獣 保 護 区 (うち特別保護地区)	105 (9)	62,701 (2,510)	8.1 (0.3)
休 猟 区	0	0	0
特定猟具使用禁止区域（銃）	61	18,598	2.4
計	166	81,299	10.5

第3節 鳥獣の保護増殖等

近年、自然保護に対する意識の向上とともに、野生鳥獣の保護に対する県民の認識も一段と高まっており、これに即応した鳥獣保護施策の推進に努めています。

1 コシジロヤマドリの保護増殖

コシジロヤマドリは、昭和39年に県鳥に指定されています。ヤマドリの亜種で、宮崎、熊本両県の南部及び鹿児島県に生息する希少種であり、平成21年度の生息調査（日本野鳥の会宮崎県支部への委託）では、約10,600羽の生息を推定しています。

県では、平成12年度からコシジロヤマドリ保護増殖事業を実施しており、平成23年度に本県での初めて放鳥に続いて、平成27年度にも行ったところです。

2 キジの放鳥

鳥獣保護区及び休猟区等において人工増殖によるキジ（120日雛）の放鳥を7月～9月頃に実施し、保護増殖に努めています。

第4節 鳥獣の保護管理

1 有害鳥獣の適正な捕獲

野生鳥獣は、その習性上、農林水産物に被害を与えることもあるので、農林水産物等に被害を与える有害鳥獣については捕獲し、被害の防止に努めています。

平成8年度からイノシシ、シカ、サル、タヌキ、カラス、ドバト等18種類の鳥獣について市町村長が有害鳥獣の捕獲の許可を行うという迅速かつ効果的な体制の整備を行いました。平成27年度末には狩猟鳥獣48種類や特定外来生物（鳥綱、哺乳綱）等の許可が可能となっています。

なお、近年、シカ、サル、イノシシによる農林作物等への被害の増加に伴い、県においては、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、シカ（捕獲促進地域）やイノシシ（県内全域）の狩猟期間の前後期間を延長するなど、その被害の軽減と適切な保護管理に努めています。

2 鳥獣保護区内等における農林産物の被害防止

鳥獣保護区内やその隣接地におけるイノシシ、シカ、サル等による農林産物の被害防止を図るため、電気防護柵、音響式防除機及び箱わなや囲いわなの設置補助事業を実施しています。

電気防護柵及び音響式防除機設置補助事業実績

年 度	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
電気柵（基）	680	432	473	496	416	389	399
〃 延長(m)	278,450	164,200	184,700	178,400	152,700	148,850	153,100
防除機等（基）	19	6	11	3	5	10	34

※ H 2 2 は、地域活性化交付金事業を活用した里山地域野生鳥獣被害防止対策事業の実績を含む